

Title	中国の中央・地方関係における歴史的類似性
Sub Title	Historical similarity of center-local relations in China
Author	磯部, 靖(Isobe, Yasushi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2016
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.89, No.3 (2016. 3) ,p.121- 136
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	富田広士教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20160328-0121

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中国の中央・地方関係における歴史的類似性

磯部靖

1. 問題の所在
2. 国家の多様性と統治権力のあり方の歴史的類似性
3. 中国における統治権力のあり方の歴史的類似性と中央・地方関係
4. 中国における統治手法の矛盾と限界の歴史的類似性
5. 結語

1. 問題の所在

本稿は、中国における統治権力のあり方と中央・地方関係の連関を考察することを目的とする。具体的には、現代中国において連邦制が採用されてこなかった要因を、中国における統治権力のあり方の歴史的類似性という観点から論じていきたい。

中国は広大な版図を擁し、歴史上、地方勢力の割拠や国家分裂の事態を繰り返してきた。また、清末から中華

民国期にかけては、連邦制の可能性が朝野を分かつ議論され、「聯省自治」という形で、一部の地方では連邦制による国家統合の試みも行われた。このような経緯を踏まえて、現在に至るも、中国は今後連邦制を採用すべきだとの議論が後を絶たない。

たとえば、一九九〇年代には、ポスト鄧小平時代の中国分裂の可能性を見据えて、嚴家其らは、連邦制による統治を提唱した。⁽¹⁾しかし、それらは学術的な実証研究というよりも、むしろ「民主化待望論」的な観点から行われた一種の政策提言であった。その一方で、たとえば、新制度派経済学者のワインガストラは、経済学の知見を中国経済の分析に援用し、改革・開放期以降の中国経済を、中国市場保全型連邦主義という分析枠組を用いて考察した。⁽²⁾それは経済学における財政連邦主義研究の系譜に位置づけられるものであり、中国における地方分権および市場経済化の結果としてもたらされた経済発展を肯定的に捉えるものであった。確かに、財政連邦主義という分析枠組を中国経済の研究に援用した点は興味深いが、実際のところ、ネーミングの話題性のわりに、導き出された知見に学術的に有意な新奇性は乏しく、話題先行であったと言えよう。

二〇〇〇年代以降は、嚴家其らによって提起された前出の議論を⁽³⁾発展させ、呉稼祥が民主化との関連から連邦制への移行の必要性を主張した。⁽⁴⁾劉迪は清末以降の中国における連邦主義の受容のされ方を研究し、連邦制への将来的な移行の可能性を考察した。⁽⁵⁾鄭永年は「制度化なき連邦制」あるいは「事実上の連邦制」という観点から、改革・開放期以降の中央・地方関係の展開を研究した。⁽⁶⁾三宅康之は「巨大国家の単一制統治にはやはり限界がある」と言わざるを得ない。しかるに地方分権を理念として受け入れ、連邦制を採用することで近代的国家の枠組とともに理念と現実を一致させることが可能となろう。地方の実情、利益にかなったきめ細やかな『善き統治』という観点からも連邦制が最も望ましいように思われる⁽⁷⁾と述べ、「連邦制待望論」を披歴した。

現代中国における連邦制の可能性についての以上の議論は、嚴家其らの民主化待望論型、アメリカの連邦制を

理想形とする三宅康之らのアメリカモデル型、ワインガストらの財政連邦主義型に大別できるであろう。民主化待望論型とアメリカモデル型の議論は、中国は連邦制を採用すべきとの願望や理念が反映されていると見受けられる。財政連邦主義型の議論は経済分析に傾注するあまり、政治権力の実態への深い考察が欠如しており、ややもすると表層的な現象の描写に止まってしまうくらいが強い。

以上の議論に共通しているのは、「集権―分権パラダイム」である。つまり、拙著において詳述したように、これらの研究には、改革・開放期以降、地方分権が行われ、「地方が強くなり、中央が弱くなった」というような表層的理解が議論の前提にある。⁽⁸⁾さらに、連邦制についても、アメリカを理想的なモデルとして、「連邦制＝地方分権的・民主的」というような認識に基づき議論が展開されている問題がある。確かに、連邦制のルーツはアメリカであるが、だからと言って、「連邦制＝地方分権的・民主的」では必ずしもない。連邦制国家が必ずしも地方分権的でも、民主的でもないという現実は拙稿においても指摘したことであるが、⁽⁹⁾同様の指摘は、連邦制や地方制度の研究者たちからもなされている。⁽¹⁰⁾

すなわち、肝要なことは、中国は「連邦制を採用すべき」であるというような願望や理念を前提に議論をするのではなく、むしろ、中国の現実を踏まえて、中国では「なぜ連邦制が採用されてこなかったのか」という問題提起から出発すべきなのではなからうか。中国研究の大家、J・K・フェアバンクは「現代中国を眺めるのにその歴史的背景を考えないのは、アメリカを見る場合、ワシントンとジェファソン、ダニエル・ブーンとA・リンカーン、『明白な天命』⁽¹¹⁾、あるいは普通市民の台頭とJ・D・ロックフェラーを回想しないのと同じように、意味のないことである」と指摘している。まさに慧眼である。

以上を踏まえて、本稿では、現代中国の中央・地方関係を、中国における統治権力のあり方の歴史的類似性という観点から論じていきたい。具体的には、第一に、国家の多様性と統治権力のあり方の歴史的類似性、第二に、

中国における統治権力のあり方の歴史的類似性と中央・地方関係、第三に、中国における統治手法の矛盾と境界の歴史的類似性についての考察を通じて、統治権力のあり方の歴史的類似性が現代中国の中央・地方関係に及ぼしている影響を明らかにしていきたい。

2. 国家の多様性と統治権力のあり方の歴史的類似性

「連邦制を採用すべき」との願望に基づき議論を展開することの問題点は、すでに指摘した通りである。このような認識に基づき、本稿では、願望や表層的理解を超越した考察の必要性を提唱している。言い換えれば、社会の現実在即した議論の必要性を強調しているのであるが、このような観点から、以下では、国家の多様性と統治権力のあり方の歴史的類似性の連関を論じたい。

青木昌彦は日本における規制緩和に関する議論に関連して、「日本の制度体系は、キャッチ・アップ段階においては有効であったが、いまや先進国型に脱皮しなければならない」という発展段階論、「日本の制度体系は、国際的規準に照らして異質であり、世界の中で孤立しないためには普通の国にならない」という（潜在的な）欧米普遍論¹²⁾が存在していると指摘している。このような発展段階論や欧米普遍論は、日本における規制緩和をめぐる議論の前提になっているばかりでなく、中国は「連邦制を採用すべき」との議論の背景にも存在していると言える。その証左が、先述した民主化待望論型やアメリカモデル型の連邦制をめぐる議論である。発展段階論や欧米普遍論の背景には、「欧米の社会がもつとも発展したものである」という暗黙の前提¹³⁾があるわけであるが、「社会集団のトータルな理解のためには、何よりもまず、その社会をとりまく自然の環境や気候・風土、さらにはその社会集団をまとめあげた歴史の基層ともいべき諸条件、いいかえれば人文地理学的な

諸前提への配慮が大切なことは、いまさらいうまでもない⁽¹⁴⁾のではなからうか。

すなわち、欧米社会を最も発達した理想的な社会と捉え、中国をはじめとする非欧米圏を選れた非合理的な社会と断定し議論を展開するところに、先述した願望・理念先行型の議論の陥穽があるのである。したがって、願望や理念あるいは理論に合わない社会を遅れた非合理的な社会であると断定して議論を展開するのではなく、むしろ、その社会の現実が、統治権力のあり方を決め、それが国家のあり方にも反映されていると捉えるべきであろう。

アメリカに連邦制国家が樹立された要因に関連して、溝口雄三は「米国の特質として、歴史が浅く」、「いわゆる歴史的な文化伝統をもたない、多数の民族の混合体であつて民族文化の成熟度が浅い、土着ではなく他の大陸からの移民の国であり、各地の経済的な隔差が大きくない、カリスマ的な政治的権威を必要としない」、「この特質から民主主義的な地方分権制が適応的であろうことが類推でき、一方、このアメリカの特質を全部逆にすれば中国の特質になる」と指摘している⁽¹⁵⁾。さらに、「中国の特質とは、民族文化の成熟度や求心性が高く（いわゆる中華思想）、各地方の経済格差が大きく中央のコントロールを必要としている、また伝統的にカリスマ的な権威を戴いてきた、宋代以降、中央集権的な官僚制が千年以上も続き、厚い伝統を蓄積している⁽¹⁶⁾」として、「この特質は明らかに、辛亥革命以後の時点で、中央集権制が依然として中国に適応的であつたことを示していないか」、「こう見てくると、少なくとも民国期の一時的な地方分権化の動向に、倉卒に連邦制への移行を想定するのは、見方として短期的・表層的なものではないか、と思わざるをえない⁽¹⁷⁾」と、アメリカの現実と中国の現実を比較し、それぞれの現実と適合した国家体制が各々採用されている要因を挙げている。まさに、アメリカと中国それぞれが歩んできた歴史的現実が各々の国家体制に反映されていると言えるであろう。

アメリカの建国や連邦制採用の背景には、歴史的経験とともに、それらを実現せしめた理念が大きな役割を果

たしているのは言うまでもないであろう。それゆえ、数千年の間、中国において統一国家が存続してきている理念的・思想的背景にも言及しておく必要がある。中国における統一を貴ぶという思想の源泉について、先述のフェアバンクの言葉を借りるならば、「一つの中国、あるいは中国の全領域は一つであるという考え方は中国の歴史が始まって以来のもので、これを中国の言葉の中から、あるいは中国個人の心の中から抹消し去ってしまうことはできない。これは一つの理論であるだけでなく、一つの感情であり、何千年もの行動によってならされた基本的な感じなのである」、「中国の統一とは中国性そのものの属性であって、それは単なる西洋式のナショナルリズムよりもはるかに強い何物かである文化主義の考えからきている」、「この統一は、八億人民の政治精神、あるいは民族精神をふるいたさせる。これがなければ、世界に未曾有の政治的偉業ともいべき八億の人民を抱く統一国家としての中華人民共和国は生まれなかつたにちがいない」⁽¹⁸⁾ というように、統一を貴ぶという考え方は、歴代王朝から現在の中華人民共和国に到るまで、連続と受け継がれているのである。

国家の統一とは、中国にとって、まさに一種の文化であり、「文化とは、類型化して歴史の中に繰り返し現れる事象でもある」⁽¹⁹⁾。したがって、王柯が指摘するように、「西洋モデルにのみ着眼し、中国伝統文化の特質と中国歴史の連続性を無視すれば、中国における民族と国家との関係に関する本質は見失われる」⁽²⁰⁾のである。それゆえに、統治権力の歴史的類似性を踏まえて、中央・地方関係の考察を行っていくことが重要なのである。

3. 中国における統治権力のあり方の歴史的類似性と中央・地方関係

以下、統治権力のあり方のいかなる類似性が、統一国家としての中国のあり方に影響してきたのか考察したい。当然のことながら、統一国家としての中国の統治権力のあり方について考察する場合に欠かすことができないの

は、その官僚制についての理解である。まさに中国が「官本位」社会と呼ばれる所以である。中国の官僚制については、王亜南の古典的名著があるのを初めとして、李明伍は中国の伝統的官僚制と現代中国の官僚制の比較研究を行っている⁽²²⁾。国分良成は、国家計画委員会をケーススタディとして、現代中国の政治と官僚制についての実証研究を行っている⁽²³⁾。

エチアヌ・バラシーシュが「官人による整序機能が、きびしく行なわれることなしには、人種や部族の入り雑じった中国は、急速に分解して、分派主義的な紛糾のえじきになってしまったであろう」と指摘しているように、中国が統一国家を維持する上で、官僚機構こそが要諦である。国家の統一を維持する上での有効性が数千年もの歴史的試練を乗り越えて証明されてきた官僚機構は、フェアバンクが指摘するように、中国を統治する上で、「最も完全に発達し洗練された種類のものではあった」⁽²⁵⁾。それゆえに、中華人民共和国においても、官僚機構を通じて国家の統一の維持という伝統は、統治権力の最適化という観点からも受け継がれてきているのである。以下、官僚機構を通じた伝統的な統治権力のあり方を、現代中国の中央・地方関係との連関を踏まえながら考察したい。歴代王朝による官僚機構を通じた地方に対する統治手法と、現代中国における中央による地方に対する統治手法の類似性には驚かされる。たとえば、現代中国における中央による地方に対する統治の要諦とされるのは、地方指導者に対する人事任免権の行使であるが、それは歴代王朝が用いてきた統治手法と酷似している。

歴代王朝においても、官僚の最終的な任免権は皇帝・中央に集約されており、「その結果は官吏全体に、かれらはみな天子に依存していること、したがって天子に対して個人的忠誠をつくす義務があることを知らせた」⁽²⁶⁾とされる。それは、現代中国において、幹部任命権の行使によって、党中央への権力集中と地方指導者の党中央への依存を確保している点と共通している。

地方指導者への定年制導入や任地異動の定期化などの試みも、現代中国における地方指導者に対する有効な統

制手段とされているが、同様の統治手法は、歴代王朝においても盛んに用いられていた。「官吏は誰でも一つのポストに三年以上、長くても六年はおられず、ポストを移る際には、一旦首都に来て皇帝に謁見し、支配者との接触を新たにするのが普通であった」⁽²⁷⁾とされる。それ以外にも、歴代王朝における総督と巡撫の関係は、現代中国における省党委書記と省長の関係と類似していて興味深い。歴代王朝において、地方の統治を委ねられていたのは、「総督(多くの場合、二省の長官)およびその同僚だが地位の低い巡撫(二省の長官)とであった。総督・巡撫は、重要な事項に関して共同して行動し皇帝に報告する義務があった。この点から考えて、かれらは互いに他を監視するためにおかれていた」⁽²⁸⁾とされる。また、「清朝時代には総督は満州人、巡撫は漢人のことが多かった」⁽²⁹⁾ということからも、現代中国における地方のトップである省党委書記が外来幹部でナンバーツーである省長が地元出身幹部であることが多い点との共通点を見出すことができる。以上のように、歴代王朝において地方を統制する手段として用いられていた手法が、現代中国においても共通して見受けられることから、それらによる地方に対する統治手法としての有効性がうかがわれる。

地方に対する統制をめぐる歴代王朝と現代中国の類似性は、官僚機構の組織や人事任免方法に止まらず、イデオロギーの機能面でも存在する。たとえば、歴代王朝においては、皇帝への忠誠と報国を旨とする儒教により教化された官僚を登用し、国家の統治にあたらせていたが、現代中国においては、マルクス・レーニン主義や毛沢東思想などにより教化された共産党員によって国家の運営が行われている。歴代王朝の統治において儒教が果たした役割と現代中国におけるマルクス・レーニン主義や毛沢東思想などが果たしている役割の類似性は、フェアバンクも指摘している点であり、フランツ・シャーマンが喝破した通り、イデオロギーと組織こそが、現代中国を理解する上での要諦と言えよう。すなわち、歴代王朝と同様に、現代中国においても、イデオロギーによる教化とそれに付随する思想工作が統治手法の一種として重視されているのである。以上のように、歴代王朝から現

代中国にかけて、統治権力のあり方には類似性が見受けられ、それは現代中国の中央・地方関係のあり様にも反映されていると言えよう。

4. 中国における統治手法の矛盾と限界の歴史的類似性

以上、歴代王朝から現代中国にかけて、統一国家としての中国が存続してきた要因を統治手法の面から考察してきたが、実際のところ、それにも矛盾と限界があり、歴代の統一王朝はやがて瓦解していくこととなった。以下、歴代王朝が瓦解していった道のりと現代中国の歩みの類似性を考察していきたい。

前述したように、歴代王朝は官僚機構を通じた統治手法により、統一国家を運営してきたが、官僚機構はやがて肥大化するとともに腐敗問題も深刻化するという歴史が繰り返されてきた。皇帝権力を強化することが、このような問題を克服するための手段の一つとされてきたが、膨大な官僚機構に目を光らせるにも、皇帝個人には自ずと限界がある。たとえば、「朱元璋は大権を掌握して以後、毎日百四十余りの上奏文に目を通し批語を書かなければならず、またこの他に数百件の政務を処理しなければならなかった」とされるが、このような激務を永続的にこなしていくのは、いかなる個人にとっても容易なことではない。それゆえ、「皇帝権力の絶対性と皇帝自身の調節能力の有限性との間の矛盾は解決不可能のものであるから、結果的に皇帝はつねに宦官か外戚のどちらかを皇帝権力の延長として借用せざるをえなくなる」⁽³³⁾。皇帝権力を補うものとして、宦官や外戚の重用は必要悪として避けがたいものではあるものの、それは既存の官僚機構との軋轢を生み、やがて王朝の凝集力は失われ瓦解していった例は、歴史上しばしば見受けられた現象である。

毛沢東を現代の皇帝になぞらえる論者は数多くいるが、歴史的な考察をしてくると、中国を統治する上では、

毛沢東も必然的に皇帝化せざるを得ない運命であったとも言えよう。毛沢東はしばしば官僚主義への警戒を提唱していたが、その究極の形態こそが文化大革命であったのかもしれない。文化大革命を發動した毛沢東の主要な目標は、党組織の運営を統轄してきた劉少奇の打倒にあった一方で、側近グループとしてのいわゆる「四人組」や林彪などを重用した。それは、歴代の皇帝が、宦官や外戚を重用して、官僚機構の問題に対処しようとした手法と類似していると言わざるを得ない。文革により、劉少奇は失脚させられるとともに、党組織は機能停止状態になり、中国は混乱状態に陥った。

以上のような皇帝権力の絶対化の矛盾とともに、歴代王朝による統治手法の限界として指摘できるのが、在地勢力への依存である。国家が管理する官僚の数には自ずから限界があり、広大な中国を統治するためには、必然的に郷紳を初めとする在地勢力に社会の管理権限を委ねざるを得なかった。しかしながら、「彼らに権力を委ねることは同時に、彼らが職権を利用して私腹をこやす条件を提供していることになる」³⁴。こうして、形式上は統一王朝の体裁を整えながらも、末端レベルの社会管理機能は、郷紳らの在地勢力に依存せざるを得ない実態があった。³⁵現在の中国において深刻化している地方政府による土地収用問題や住宅バブルの問題などの背景には、歴代王朝と同様に、末端レベルの社会管理機能を地方政府に依存せざるを得ない現代中国の統治権力の限界があると言えよう。しかしながら、このような問題と反体制の動きを同一視することはできない。なぜならば、地方幹部の権力と権限の源泉はあくまでも現体制にあり、彼らはその受益者であるからこそ、私腹を肥やすことができるのであって、彼らが卒先して反体制の動きに与しているわけではないからである。

ところで、官僚機構を通じた統治システムの矛盾と限界に直面した歴代王朝においては、変法と呼ばれる改革が試みられた。変法とは、「政治面では、機構を簡素化し、行政を整頓し、腐敗を抑制すること、経済面では土地兼併を抑制し、田地所有の均衡を保つこと、イデオロギー面では、綱紀を引き締め、王朝の威信を回復するこ

などが、その主要な内容である」⁽³⁶⁾とのことであるが、そのいずれも、現代中国において、しばしば試みられてきたものであり、中国の為政者が直面してきた変法と対策との類似性を感じざるを得ない。

歴代王朝において試みられてきた変法と呼ばれる改革について、金観濤と劉青峰は、「変法効果の通減現象」という大変興味深い仮説を提起している。それは、「王朝初期の変法、改良は多くの場合比較的明確な社会的効果をあげ、中期の変法も一定の成果をあげうる。しかし末期には改革すればするほど、事態は悪化する」⁽³⁷⁾というものである。金と劉によれば、「歴代の王朝の前期および中期の改革はつねに成功するか、あるいは一定の成果をあげているが、後期における変法は、改革者がいかに頑張ろうとも、失敗の運命にあった。(中略) 変法の成功の確率は、組織攪乱力の増大と社会構造の老化につれて通減する」⁽³⁸⁾とされる。

考えてみると、中華人民共和国初期に実施された土地改革を初めとする試みは成果を上げ、共産党政権の基盤強化に寄与した。しかしながら、先述したように、官僚主義の問題を憂慮した毛沢東が発動した文化大革命は、中国社会に大きな混乱をもたらし、それから立ち直るために、鄧小平は改革・開放を実施し、中国が経済大国になるための基礎を築いた。その一方、近年では改革・開放による矛盾が深刻化しつつあり、習近平政権が打ち出している対策が効果を発揮するのかわからない状況である。

5. 結語

以上、本稿では、第一に、国家の多様性と統治権力のあり方の歴史的類似性、第二に、中国における統治権力のあり方の歴史的類似性と中央・地方関係、第三に、中国における統治手法の矛盾と限界の歴史的類似性についての考察を通じて、統治権力のあり方の歴史的類似性が現代中国の中央・地方関係に及ぼしている影響を明らか

にしてきた。最後に、冒頭で提起した中国における連邦制の可能性について、統治権力のあり方の歴史的類似性の観点から補足しておきたい。

中国ではなぜ連邦制は採用されてこなかったのか、連邦制導入の将来的な可能性はないのか。これらの問題を考える上でのヒントは、中国における歴史的経験の中にある。歴史上、「腐敗した旧王朝は農民大反乱の猛烈な打撃の下に土崩瓦解するが、わずか数十年、長くても二、三十年の間に、数百万平方キロメートルの版図と数千万の人口を持つ統一された封建大国が、奇跡のように再建され（中略）新たに創建された王朝の社会構造はほとんど旧王朝の複製⁽³⁹⁾」であると言われる。このような文脈から、毛沢東も「漢・明帝国の創設者と同じように、民衆から起こった英雄として国を統一した⁽⁴⁰⁾」と捉えられる。こうした歴史的経験からも、中国においては、中央による一元的支配が常態化しており、分裂状態というのは、統一と統一の間の副次的現象に過ぎないことが見て取れる。

すでに論じたように、当該領域に住む人々をいかに統治していくかという問題は、必然的に、その気候風土や人々のメンタリテイに影響される。そのため、同じ土地や人間を統治する上では、好むと好まざるとにかかわらず、歴史上、実質的には同様の統治形態が結果的に選択されてきた。清末から中華民国期にかけて、連邦制の可能性が朝野を分かつた議論され、「聯省自治」という形で、一部の地方では連邦制による国家統合の試みが行われたものの、その後、政権を握った国民党も共産党も同様に、中央による一元的支配を国是とするものであった。このような歴史的経験からも、現代中国を統治する上では、歴代王朝とも共通する中央による一元的支配が、種々の問題を抱えつつも、適合的な形態として選択されたことが見て取れよう。

それゆえに、連邦制の適用に関して、同じ大国という点だけを捉えて、歴史的背景の異なるアメリカと中国を同列に論じることが、いかに現実から遊離した的外れな議論であるかは計り知れよう。したがって、中国が連邦

制に向かっているというような議論は、歴史的視点を欠いた極めて短絡的なものであると言わざるを得ない。

一方で、現代中国において連邦制の導入はタブー視されているものの、実際には、香港やマカオにおいて「一国二制度」という疑似連邦制の制度が適用されており、中国の現状は、一般的に言われているような単一制ではなく、拙稿において指摘したように、「一国二制度」という連邦制的要素をも含む混合体制である⁽⁴¹⁾。また、「清朝は、あらゆる辺境地域の中心地域への均質化を求めず、モンゴル・チベットと回疆（新疆南部）などを『藩部』とし、内地と分割して統治した⁽⁴²⁾」という歴史的経験を有しており、将来的に、内地には一元的支配を堅持する一方で、かつての藩部に相当する地域には連邦制を適用する可能性も完全には否定できない。しかし、より現実的なのは、台湾との統一方式としての連邦制が検討される可能性であろう。

唐亮が指摘するように、「いわば『追い込まれた民主化』⁽⁴³⁾」による「ハプニング的」体制崩壊の可能性も完全には否定できなくもない。その暁に、新政権の国家体制として形式的には連邦制の採用が行われるかもしれない。しかしながら、それはあくまでも旧ソ連で採用されたようないわば「中央集権的」連邦制であり、⁽⁴⁴⁾ 実質的には中央による一元的支配は温存されるであろう。このように、現代中国における中央・地方関係を論じる際には、拙著で指摘した「集権―分権パラダイム」⁽⁴⁵⁾に基づき集権と分権という極めて表層的な理解を超越し、歴史的視点を取り入れることによって初めて、的確な理解が可能となるであろう。

(1) 巖家其『聯邦中国構想』明報出版社、一九九二年。金驥『邦聯制：中国的最佳出路』百姓文化事業有限公司、一九九二年。

(2) Gabriella Montinola, Yingyi Qian, and Barry R. Weingast, "Federalism, Chinese Style: The Political Base for Economic Success in China," *World Politics*, Vol. 48, No. 1, October 1995.

- (3) 前掲、嚴『聯邦中国構想』および金『邦聯制』。
- (4) 吳稼祥『頭对著牆・大国的民主化』聯経、二〇〇一年。吳稼祥『聯邦化：中華第三共和国之路』明鏡出版社、二〇〇四年。
- (5) 劉迪『近代中国における連邦主義思想』成文堂、二〇〇九年。
- (6) Zheng Yongnian, *De Facto Federalism in China: Reforms and Dynamics of Central-Local Relations*, Singapore and London: World Scientific, 2007 (鄭永年『中国的『行為聯邦制』：中央—地方關係的變革与動力』東方出版社、二〇一三年)。
- (7) 三宅康之『中国・改革開放の政治経済学』ミネルヴァ書房、二〇〇六年、二二一頁。
- (8) 磯部靖『現代中国の中央・地方關係』慶應義塾大学出版会、二〇〇八年、序章第一節。
- (9) 磯部靖「中央・地方關係」、高橋伸夫編『現代中国政治研究ハンドブック』慶應義塾大学出版会、二〇一五年、一九〇—一九一頁。
- (10) 岩崎美紀子『分権と連邦制』ぎょうせい、一九九八年。森田朗編『アジアの地方制度』東京大学出版会、一九九八年。
- (11) J・K・フェアバンク(市古宙三訳)『中国』(上)、東京大学出版会、一九七二年、一一六頁。
- (12) 青木昌彦『比較制度分析序説—経済システムの進化と多元性』講談社、二〇〇八年、一〇頁。
- (13) 山田辰雄「国民党左派の研究から中国を照射する」、平野健一郎他編『インタビュー 戦後日本の中国研究』平凡社、二〇一一年、二五〇頁。
- (14) 増田四郎『社会史への道』日本エディタースクール、一九八一年、二二七頁。
- (15) 溝口雄三『中国の衝撃』東京大学出版会、二〇〇四年、一二四頁。
- (16) 同右。
- (17) 同右。
- (18) J・K・フェアバンク(市古宙三訳)『中国』(下)、東京大学出版会、一九七二年、五三六頁。
- (19) 王柯『天下』を指して—中国 多民族国家の歩み』農山漁村文化協会、二〇〇七年、一九九頁。

- (20) 同右、二〇二頁。
- (21) 王亜南『中国官僚政治研究』中国社会科学出版社、一九八一年。
- (22) 李明伍『現代中国の支配と官僚制―体制変容の文化的ダイナミックス』有信堂、二〇〇一年。
- (23) 国分良成『現代中国の政治と官僚制』慶應義塾大学出版会、二〇〇四年。
- (24) エチアヌ・バラシユ(村松祐次訳)『中国文明と官僚制』みすず書房、一九七一年、三七頁。
- (25) 前掲、フェアバンク『中国』(上)、一一六―一一七頁。
- (26) 同右、二〇―二二頁。
- (27) 同右、一一九頁。
- (28) 同右。
- (29) 同右。
- (30) 前掲、フェアバンク『中国』(下)、四〇六頁および五〇六頁。
- (31) Franz Schurmann, *Ideology and Organization in Communist China*, Second Edition, Berkeley: University of California Press, 1968.
- (32) 金観濤・劉青峰(若林正文・村田雄二郎訳)『中国社会の超安定システム―「大一統」のメカニズム』研文出版、一九八七年、七三―七四頁。
- (33) 同右、七五頁。
- (34) 同右、六五頁。
- (35) 歴代王朝による社会統制の実情については、以下の文献において詳細に論じられている。岩井茂樹『中国近世財政史の研究』京都大学学術出版会、二〇〇四年。
- (36) 前掲、金・劉『中国の超安定システム』、八九頁。
- (37) 同右、九〇頁。
- (38) 同右、九三頁。
- (39) 同右、一一〇頁。

- (40) 前掲、フエアバンク『中国』(下)、五〇七頁。
- (41) 前掲、磯部「中央・地方関係」、一九一頁。
- (42) 前掲、王『「天下」を指して』、一九二頁。
- (43) 唐亮『現代中国の政治―「開発独裁」とそのゆくえ』岩波書店、二〇一二年、二二二頁。
- (44) 前掲、磯部「中央・地方関係」、一九一頁。
- (45) 前掲、磯部『現代中国の中央・地方関係』、序章第一節。